

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年4月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円、同年5月から11年12月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から12年1月31日まで

社会保険庁の記録では、A社で厚生年金保険被保険者として加入していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円及び9万2,000円となっている。実際に支給された給料は給料支払明細書のとおり同額を上回っていることから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、当初、申立期間の標準報酬月額は平成4年4月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円、同年5月から11年12月までは41万円と記録されていたところ、平成10年4月6日に、8年6月から10年4月までの標準報酬月額を9万2,000円に2年間さかのぼって引き下げた上、12年3月14日に、4年4月から6年10月までの標準報酬月額を8万円に、同年11月から8年5月まで及び10年5月から11年12月までの標準報酬月額を9万2,000円に、8年間さかのぼって引き下げる処理を行っていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給料支払明細書により、平成4年4月から6年10月までは標準報酬月額53万円、同年11月から9年4月までは標準報酬月額59万円、同年5月から11年12月までは標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社の代表者は、「厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険

事務所の担当者から、当社への差押処理を回避するためには、過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額^{（標準報酬月額）}の届出をするよう提案され、申立人を含めて3人についての届出を行ったことにより滞納が解消できた。」と供述していることから、社会保険事務所が行った標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成10年4月6日及び12年3月14日付けで行われた遡及訂正処理^{（標準報酬月額）}は事実に即したものとは考え難く、事業主が厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届等を8年分もさかのぼって提出する合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

なお、申立人は事業主の妻であり、商業登記簿では同社の取締役とされているが、「同社の事務には直接携わっていない上、標準報酬月額訂正についての説明は受けておらず、健康保険から国民健康保険へ変更となることのみ^{（標準報酬月額）}の説明を受けた。」と申し立てしているところ、事務手続を担当していた経理担当役員も、「申立人は会社へは出勤することがなく、当該事業所の事務には携わっていなかったと思う。」と供述しており、当該届出に関する職務上の権限を有していたとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成4年4月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円、同年5月から11年12月までは41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 17 日から 47 年 3 月 ごろまで
私は、A社の経営するB事業所で勤務していた。

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 45 年 8 月 1 日資格取得、同年 9 月 16 日喪失となっているが、47 年 3 月 ごろまで勤務していたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 45 年 2 月 10 日から同年 8 月 15 日までの期間についてはA社での勤務が確認できるものの、申立期間での在職が確認できない。

また、A社が保管する厚生年金保険資格喪失決定通知書では申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 45 年 9 月 16 日とされているほか、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、資格取得日が同年 8 月 1 日、資格喪失日が同年 9 月 16 日とされ、資格喪失日については両記録が一致していることが確認できるとともに、同原票により、申立人は同年 9 月 18 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「昭和 46 年 6 月 ごろの従業員慰安旅行に申立人はいなかったと思う。」と供述しており、申立人も、「その旅行の記憶は無い。」としている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月から同年 12 月まで

私は、前事業所を退職後、求人案内情報誌により社会保険及び雇用保険の適用もあるとのことから、A市でB社の面接を受け、申立期間にC市にあるD社の工場内で車の組み立てを行う期間社員として働いた。

給与から社会保険料は差し引かれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

合併によりB社から事業を引き継いだE社が保管している「就業者データ」の記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成7年4月11日から同年12月22日までの間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社によると、当時、B社では、「期間社員については、雇用保険のみを加入させていて、厚生年金保険には加入させていなかった。」としており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等については、「厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料も控除していなかった。」としている。

また、B社から業務を委託されていた社会保険労務士事務所においても、「当該事業所では、管理部門の従業員は厚生年金保険に加入させていたが、製造部門の従業員は原則として加入させていなかった。また、賃金台帳についてはよく整備されており、未加入者からは保険料を控除していなかった。」としている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録には、B社での被保険者記録に申立人

が申立期間に被保険者であったことを示す氏名は無く、被保険者の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が挙げた同僚二人については社会保険庁のオンライン記録から氏名が確認できず、申立てを裏付ける供述が得られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。